

大阪側
「本案ヲ實施スルニ就テハ先ツ憲法ヲ改正セナケレバナラヌデハ
ナイカ」

河野

「勿論憲法改正ノ爲ニ請願運動ヲ起スノガ案ノ骨子デアアル」

大阪側

「請願運動位デハ駄目デアアル、斯ルフアツシヨ的ナ然モ内容不備
ノ案ニハ賛成出來ヌカラ、モ少シ内容ノ充實シタ案ヲ作製シテ
ハ如何」

河野

「御説ノ如ク種々不備ノ點モアリ、委員附託トナツテ居ルカラ全
委員會ニ意見ヲ具シテ貰ヒタイ」

大阪側

「大体提案ノ理由モ判ツタカラ大阪側ハ七月二十九日特別委員會

ヲ開キ全案ヲ検討シ相當修正意見ヲ決定ノ上、田万清臣ヲ代表
トシテ黨本部ノ委員會ニ出席セシムルコトスル」

尙此間安藤國松ハ河野密ニ對シテ「最近字垣ヲ中心トスル日本ノ
産業資本案ハ國民同盟ノ手ヲ通ジ多額ノ金（約十萬圓）ヲ出シテ
無産運動團體ノ右翼化ニ策動シテ居ル様デアアルガ、ソノ方面カラ
金ガ出テス様ナ案ヲ作ツタノデハナイカ」ト冗談的ニ質セバ河野
ハ「左様ナ金ヲ呉レル所ガアレバ教ヘテ貰ヒタイ」云々ト難談シ
タ。

午後九時十分無事散會